

(様式第1号)

令和4年度第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（聖苑）会議要旨

日 時	令和4年7月20日（水）10時00分～11時30分
場 所	芦屋市役所北館4階教育委員会室
出 席 者	委員長 豊田 孝二 副委員長 北川 加津美 委員 藤川 千代 委員 大下 和徹 市出席者 上田企画部長 島津マネジメント推進課課長 井上マネジメント推進課係長 堀谷マネジメント推進課課員 事務局 大上市民生活部長 富松環境課長 高橋環境課霊園・火葬場係係長
欠 席 者	委員 倉本 宣史
事 務 局	市民生活部環境課
会議の公開	■ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 募集要項等の審査を行うため
傍 聴 者 数	(非公開)

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する確認等
- (7) 議 題
  - ア 募集要項・業務仕様書について
  - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料（資料1～6は事前配布）

- 資料1 委員名簿
- 資料2 選定スケジュール
- 資料3 募集要項（案）
- 資料4 業務仕様書（案）
- 資料5 選定基準（案）
- 資料6 審査要領（案）

会議の進行等に関わる法令

芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例および同条例施行規則

芦屋市聖苑パンフレット

### 3 審議経過

#### (1) 開会

(事務局・富松) ただいまから第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（聖苑）を開催します。

#### (2) 委嘱状交付

(事務局・富松) 委嘱状を机上配布

#### (3) 部長あいさつ

(事務局・大上) あいさつ

#### (4) 出席者自己紹介

(事務局・富松) 委員の皆様及び事務局職員の紹介を行います。なお、次回の委員会におきましては応募事業者との利害関係の有無により委員の交代の可能性がありますのでご了承ください。それでは、名簿順に委員の皆様から自己紹介をお願いします。

(各委員) 自己紹介

(事務局他) 自己紹介

#### (5) 委員長互選・副委員長の指名

(事務局・富松) 芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選により定めることになっており、副委員長は委員長が指名することになっております。まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

—推薦なし—

(事務局・富松) 候補者がいらっしゃらないようですので、事務局から委員長を提案させていただくということでいかがでしょうか。

—異議なしの声—

(事務局・富松) それでは、豊田委員に委員長をお願いしたいと思います。

—異議なしの声—

(事務局・富松) それでは豊田委員長、副委員長の指名をお願いいたします。

(豊田委員長) 北川委員に副委員長をお願いします。

(北川委員) わかりました。

(事務局・富松) それではこの後の議事運営は、豊田委員長をお願いします。

(豊田委員長) では、事務局案に沿って本委員会を運営することとします。次に、本委員会の成立要件の確認をします。事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 委員定数5名中4名が出席していますので、芦屋市指定管理者選定評価委員会規則第4条に基づき、本委員会は成立しています。

(豊田委員長) 次に、本委員会の公開・非公開について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 芦屋市情報公開条例第19条により、附属機関の行う会議は原則公開と定められています。ただし公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることになっています。

本日の審議は、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより有利となる可能性があり、公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開にしたいと思います。

(豊田委員長) 事務局から説明がありましたが、非公開とすることに異議はありませんか。

—異議なしの声—

(豊田委員長) それでは、本日の会議は非公開と決定します。  
次に議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 議事録の公開については、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公表したいと考えています。

(豊田委員長) 事務局からの説明に対して質問・意見はありますか。

—質問・意見なし—

(豊田委員長) 特に無いようですので、議事録は発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開します。

#### **(7) 議題 募集要項及び業務仕様書の検討 (審議事項)**

(豊田委員長) それでは、本日の議題に移りたいと思います。本日の議案の、まず「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明願います。

(富松課長) 募集要項と業務仕様書の概要を説明

(豊田委員長) ご説明ありがとうございました。それでは、まず「募集要項・業務仕様書」のうち、募集要項について質問はありますか。

(藤川委員) 何点かあるのですが、募集要項の最終ページに参考としてお付けいただいている収支の過年度の実績と令和4年度の予算額について、いくつか質問させていただいてもよろしいでしょうか。

(豊田委員長) お願いします。

(藤川委員) まず、指定管理料ですが、先ほどのご説明ですと光熱水費は精算払いになっているということですが、この収入の内訳をみてもよくわかりません。光熱水費以外は消費税改正等の影響を除いて、基本的に年額定額になっているという理解でよろしいでしょうか。またその金額は実績としていくらになりますでしょうか。

(豊田委員長) 事務局のご説明をお願いします。

(富松課長) 提案額につきましては、5年間一括でもらうのではなくて、単年度ごとでご提案いただいて、それで5年間足したときに予定価格内に収まっているかということによって決まってくるものとなっております。ただ事業者によりましては、毎年定額のご提案を5倍して出してくる事業者もありますし、事業者によっては人件費が年々増えることを加味して初年度から右肩上がりでも人件費を上げてくるという提案の仕方もあるかと思えます。消費税が令和元年度の途中で上がったことがあります、ある程度、一定価格での業者からの提案だったかと思えます。

(藤川委員) 今回でなくても構いませんので、令和2年度と令和3年度の指定管理料収入の内訳として、光熱水費分がいくらで、それ以外の定額で市が支出している指定管理料が実績いくらなのかを教えてください。

(豊田委員長) 事務局ですぐに出ないのであれば、後日各委員に連絡いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

(富松課長) この表でいきますと、市が支出しているのが、下の表です。その支出の中でも人件費、維持管理相当分は指定管理者が支出しているものです。すべてが指定管理者に支出しているものですが、一番下にあります光熱水費のうち電気代、水道使用料、燃料費3項目については精算をされているというものです。

(藤川委員) これは単純に上の収入合計から下に書いている光熱水費を引いた額が定額で精算対象外として支払っている額という理解でよろしいでしょうか。

(富松課長) はい、その通りです。

(藤川委員) 次に支出の内訳ですが、令和3年度の金額が過年度に比べて増えているのは、人員配置が変わったというよりは、人件費の水準自体が上昇していることによる影響でこれは今後も続く見込みという理解でよろしいのでしょうか。

(富松課長) はい、その通りです。今回の事業者については、年々右肩上がりでも人件費が上がっていくという提案ですので、そのような数値となっております。

(藤川委員) 先ほど今回からの指定管理業務の変更点として、炉のメンテナンスを指定管理業務の範疇に加えているということですが、今まで市で直接契約されていた委託料というのはどれくらいの額かわかりますでしょうか。

(富松課長) 毎年メンテナンスする部品が違いますので、毎年いくらかというのを提示することは難しいところですが、たとえば今年につきましては、3000万円程度かかるときもあります。それは、主にバグフィルターという臭いを吸着するフィルターを交換することが影響します。これを5年に1回取り替えることにしております。これが1系統で約2000万円かかります。これが2系統ありますので、1系統ごとを実施するときは、予算としては高騰する年となっております。他の設備と合わせますと3000万円近くなってくる年があります。もっと多くなると4000万円近くなることもあります。今後、予算は平準化したかたちで計上したいと思っています。

- (藤川委員) 今後応募者の出してくる収支計画の中では、設備保守点検の支出の範囲で金額がプラスされて提案されてくるはずということになりますでしょうか。
- (富松課長) この部分につきましては、従来どおり市が予算をとって進めていきたいと考えております。ここについての事業者側からの提案というものはないものであります。
- (藤川委員) それは、指定管理料だけでも精算払いになりますので、収支計画には載ってくるが、実績払いになるということですか。
- (富松課長) その通りです。(予算費目は工事請負費又は業務委託料となります。)
- (藤川委員) 修繕費や植栽に関する費用が年度によって増減があるようですが、特に、令和2年度は修繕費と清掃植栽費等の額が他の年度に比べずいぶん増えていると思いますが、このあたりはいかがでしょうか。
- (富松課長) そうですね。数字は年度によって変化しますが、修繕費は30万円未満でしたら指定管理者にさせていただき、30万円以上でしたら市と協議して行うというものです。すべてここに計上されているものは30万円未満で指定管理者にさせていただいた修繕費ですが、部品等に不具合が起こったときに指定管理料にさせていただくものとなっています。令和2年度につきましては、取り替えないといけない部品が多かったというところから、この年は跳ね上がったという結果になっています。
- (藤川委員) 令和2年度は、何か特殊要因があったという理解でよろしいですか。
- (富松課長) そうですね。運営に影響するようなものではありませんが、ちょっとした小物を取り替えたことが多かったというものです。
- (豊田委員長) 今、藤川委員のご質問は清掃植栽費のところ、お答えは修繕費のお答えされているように思いましたが、藤川委員の質問はそれでよろしいですか。
- (藤川委員) どちらの項目もお聞きしたかったところです。
- (豊田委員長) では、清掃植栽費が令和2年度で大きくなっている理由を事務局にご説明いただけますでしょうか。
- (富松課長) 植栽費が跳ね上がっていることが目についたのかなと思いますが、例年に比べますと倍以上かかっているかと思えます。この年、敷地内にある樹木が結構枯れたものがあったかと思えます。そのあたりを伐採したというところで、金額が跳ね上がったというものです。
- (藤川委員) ありがとうございます。
- (豊田委員長) 私から2点ほど質問がありますが、まず、募集要項の6頁の(3)オの収支計画では、「指定管理料予定価格(光熱水費を除く)と書かれていて、8頁オの指定管理料の精算には光熱水費の記載があってわかりにくい気がします。指定管理料の光熱水費を除くは5年間で約1億円で、それと別に光熱水費も計画に載せて提案していただくという理解になりますか。

(富松課長) 提案自体は光熱水費を除いてご提案いただきます。光熱水費につきましては、市が別途精算して、ご提案いただいた指定管理料に加えて支払っています。8頁のオに記載しております指定管理料とは光熱水費も含んだものを指定管理料としております。6頁に記載の指定管理料につきましては、光熱水費を除いたものとしてご提案いただきたいと思いますと思っております。

(豊田委員長) 説明を受ければわかりますが、応募される方はこれだけを見て応募するので、この部分を見ただけで今言ったことが理解できるのかなと思います。質問の機会がありますが、光熱水費を除いた金額で収支計画を作ってください、指定管理料の支払のときは指定管理料に加えますという説明だと理解しましたが、そのあたりをわかりやすく記載しないとこのままではわからない気がします。

(富松課長) ここでご意見をいただきましたので、この記載内容の表現を改めて、わかりやすくしたいと思います。

(豊田委員長) 今、ご説明いただいたことで理解はできましたので、それを文章にさせていただ形でいいかなと思います。修正をお願いしたいと思います。もう1点が今回の排ガスの取り組みについて提案いただくとありますが、芦屋市でもゼロカーボンの取り組みをされているのであれば、募集要項にそのあたりも触れてもいいのかなと思います。芦屋市でこういう取り組みをしているので、排ガスについては積極的に取り込んでくださいというような1文を入れた方が市として説得力があるかなと思います。

(富松課長) ご意見ありがとうございます。内部で協議して記載したいと思います。

(豊田委員長) 私の方からは以上です。他の委員何かありますか。

(藤川委員) 先ほど豊田委員がおっしゃってくださったことに関連して、先ほど私がお聞きした炉のメンテナンスにかかる負担額も精算払いということでしたので、それも光熱水費と同様に精算払いであることを同じような取り扱いで仕様書と募集要項に明記するほうが望ましいと思います。募集要項の収支計画の18頁の書き方も含め、どの部分が精算払いの対象になるのかという点をあわせてご再考いただけたらと思います。以上です。

(富松課長) ありがとうございます。記載するようにします。

(豊田委員長) 特に募集要項についてはないようですので、仕様書についてご質問等ありますでしょうか。

(豊田委員長) 私から2点お伺いしたいと思います。仕様書の6頁の一番上の「なお」書きのところで、修繕費が1件あたり30万円（消費税等を含む）以上か未満で市と管理者で分けるとなっておりまして、この5年間の間に消費税額上がりましたが、同じ表現のままにされるという理解で間違いないでしょうか。

(富松課長) はい、その通りです。他の施設でも同じ取り扱いになっています。昨年度指定管理者選定を行ったあしや温泉につきましても、同じ表現となっていますので、同じ表現にしたいと思います。

(豊田委員長) わかりました。これは表現の問題ですが、火葬炉設備保守点検のところ、(ア)が保守点検で、(イ)が設備保守と、両方に保守という言葉が入っていますが、(ア)が火葬炉設備の保守点検で、(イ)が補修と修繕及び改修で両方に保守が入っているというのは違いがわかりにくいと思います。(イ)の方は設備修繕にするのか、改修にするのかの方が正しい気がしますが、いかがでしょうか。

(富松課長) 保守という言葉の定義もいろいろありまして、機器や機械ものの保守となりますと、点検するだけでも保守という言葉になりますし、機器の取替えについても保守という定義をされているものもあります。ここに記載しておりますが、わかりにくいというご指摘かと思しますので、その辺、皆様にわかりやすく表題を変えたいと思います。

(豊田委員長) 保守という言葉には、非常に幅があつてということだと思いますが、(ア)結局どちらが負担するのかに関わってくるので、(ア)の保守はこの範囲で、(イ)はこの範囲でと、具体例とは言いませんが分けておいた方がいいのかなと思います。(ア)は管理者が負担、(イ)は市の負担ですよね。

(富松課長) (ウ)のところ記載しておりますとおり、両方とも市の負担となります。

(豊田委員長) 両方とも市が負担ということですか。

(富松課長) そうです。

(豊田委員長) 理解しました。表題の表現の検討をしてください。文言はお任せします。他に何か、ありますか。

(北川委員) 1点質問があります。仕様書の6頁(イ)の火葬炉の設備保守点検について、この(ア)と(イ)に何件か質問があったかと思いますが、先ほど事務局の説明からこの(ア)と(イ)については、従来は指定管理から外して市が直接、炉メーカーに発注をかけていたという説明があったと思います。今回からは指定管理の業務の範疇に入れますが、炉は特殊なものであるため、炉メーカーにさせなさいという記載だと思います。(ア)の保守点検は炉メーカーの技術者によって実施するものと書いていますので、理解していますが、(イ)のところは炉メーカーの技術者によるとは書かないで指定管理者によって実施するものと書いています。従来は(ア)も(イ)も炉メーカーにやらせてたのに今回は(イ)の方は指定管理者にやらせるということですので、どういう理由でそう記載されたのか教えてください。

(富松課長) こちら(ア)も(イ)も従来、市が炉メーカーと契約していたものです。今後も指定管理業務の中で実施してもらいますが、指定管理者からは炉メーカーに話をつけてもらい、炉メーカーの方でもらうということをしてほしいと考えています。そこで保守点検につきましてはその旨が伝わるように、炉メーカーの技術者によって実施することと明記しています。これが年間予算で130万円くらいかかるものです。下の(イ)の設備補修につきましても、先ほど藤川委員にもお答えしましたとおり、年間3000万円くらいかかるものと予想していますが、この記載で炉メーカーにさせることと明記してしまうと、新たに参入したいという事業者の機会を狭めてしまうのではないかと感じております。ここには明記せずに、事前に補修改修工事計画を提出してもらい、その中に炉メーカーにさせるという記載がありまし

たら、承認をして実施していただきたいと思っていることから、(イ) につきましては、炉メーカーにさせるということを記載していないものです。

(北川委員) 理解できました。そのことでいいかと思います。

それと、この箇所で精算の話が出ていたと思いますが、このアの一番最後のところで見積書を提出させると書いてあります。ですから、本来はここには精算ではなく、指定管理業者が炉メーカーに手配して、それは指定管理料に含まれていないわけです。要は、指定管理者が炉メーカーに手配して、費用は市が払うので、費用に関する見積もりは市に提出をして、市から直接払うという理解でよろしいのですか。

(富松課長) はい、その通りです。

(北川委員) イのところも結果として指定管理業者が炉メーカーを使うということであれば、同じようにかかる費用は市が払うので、その費用の見積もりも出してくださいとすべきではないでしょうか。

(富松課長) アで記載しております、その際には見積書も提出することというものについては、今もそうですが、この機器の取替えについては、今年も5月に保守点検を市が発注して、炉メーカーにしてもらいました。その際に今年取り替えないといけないという報告ではなくて、来年度以降今年取り替えないといけないという報告をしていただくことになります。今回取り替えないといけないものにつきましては前年度の保守点検のなかで報告いただき、その際に取替え費用についても見積をいただいている流れになっていますので、そのことをここに記載しているものです。今から今年取り替えるのにどれだけ費用がかかるのかということではなくて、来年度の予算のために見積書を提出していただきたいと思っています。

(北川委員) わかりました。ありがとうございます。以上です。

(豊田委員長) 他になければ、募集要項と業務仕様書についての質疑終わりたいと思います。今までの意見を踏まえて、事務局の方でまたご検討ください。  
次に、審査要領・選定基準についてご説明をお願いします。

### **審査要領・選定基準**

(富松課長) 審査要領・選定基準について説明

(豊田委員長) 審査要領・選定基準について、何かご質問ありますか。

(藤川委員) 選定基準の6環境への配慮の(2)節電などへの取組についてお聞きしたいのですが、募集要項に添付されている18頁収支計画を拝見すると、ここで提案するのはあくまで精算払い以外の指定管理料が対象になっていて、光熱水費などは維持費等の中には書かれていないとお見受けし、実際に光熱水費等の節減について金額的にどのくらいの効果を見込んでいるかは、この選定基準の6の(2)に関連して、どこかで拝見できるようになっていないように思います。それは応募者の書いてくる節電などへの取組の全体像の中でアピールしてくる内容を読み取ればいいのか、それともできれば金額的な節減の影響額を明示させた方がいいのか、環境課の意見をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。



(富松課長) そうですね。ここの提案として、排出量の低減を図るために光熱水費等、いわゆる金額での削減や、具体的な取組という記載になっていますが、金額を下げる大きな目的ではありません。いわゆる二酸化炭素の排出量を減らさないといけないのです。電気代でいいますと右肩上がりに上がっているところに光熱水費などの費用を下げることはすごく難しいことだと思っています。ここで記載したかったことは、費用の話ではなく、エネルギーの使用量がどれだけ電気使用量を減らせるのか、灯油の使用量を減らせるのか、それによりまして二酸化炭素の排出量も減らせますので、そのようなご提案をいただきたいと考えております。ここの表現が光熱水費という費用のことになっているのが誤りです。ですので、低減を図るためにエネルギー使用量という書き方に、料金ではなく、使う量という表現に改めたいと思います。ありがとうございます。

(大下委員) 先ほどご指摘のありました6番の環境への配慮(2)節電等への取組への質問です。先ほどの質問に対してのご回答はエネルギー使用量を下げたいと、二酸化炭素排出量に直結するということだと思うのですが、文言として節電とあるいは光熱費というようなことからイメージすると特に電力の節約をイメージするのですが、例えば火葬の際のいわゆる補助燃料である灯油になるのかなと思います。そのあたりを削減できますよといった場合にも、評価すべきなのではないでしょうか。この辺りも想定内に入っていますか。

(富松課長) 確かに光熱費等となっているこの等の中に火葬する際に必要なエネルギー、灯油も含まれているとご理解いただければと思います。

(豊田委員長) 他にはございますかね。それでは、審査要領・選定基準についても先ほどのご意見踏まえて、事務局の方でご検討いただければと思います。

#### (8) 次回以降の委員会日程について

(事務局・富松) 次回以降の日程について事務局から説明をお願いします。

(豊田委員長) (次回以降のスケジュールについて説明)  
なお、第2回委員会開催日までに、事業者との利害関係の有無について委員の皆様を確認します。利害関係がある場合は公平な審査を行うために、次回第2回目以降委員を交代させていただく場合があります。以上です。

では、本日の委員会はこれで終了します。

#### (9) 閉会

以 上